

随意契約理由書

件名	西神・山手線用出発反応灯購入
契約の相手方	大同信号 (株) 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>出発反応灯は、列車の運行を制御するための重要な信号保安設備で、10年以上前よりLED化を順次行い、全駅に設置してきた。しかし、使用開始より10年以上経過し、経年劣化した出発反応灯が出てきたため、新品と交換が必要となった。この出発反応灯は、西神・山手線用として独自の仕様で製作されたものである。この反応灯は、上記業者が当局用として独自に設計・製作したもので、既設と同じ仕様のもは上記業者でしか、購入できない。</p> <p>以上により、上記請負人に随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)